

瀬戸内市立牛窓中学校 P T A 規約（案）

第1章 名 称

第1条 本会は牛窓中学校 P T A と称し、その事務局を牛窓中学校内におく。

第2章 目 的

第2条 本会は下記の諸項を目的とする。

- 1 保護者と教員が互いに協力し家庭と学校との連絡を密にして教育の成果をあげる。
- 2 家庭、学校および社会における生徒の心身の健全な成長を図る。
- 3 会員の研修を図る。
- 4 教育環境の充実を図る。

第3章 会 員

第3条 本会は下に該当するものをもって構成しすべて平等の権利と義務を有する。

- 1 牛窓中学校生徒の保護者（父母またはそれに代るものをいう。以下同じ。）
- 2 牛窓中学校に勤務する校長および教職員。

第4章 会 計

第4条 本会の経費は会費、事業収入をもって支弁する。

第5条 会費は生徒一人につき月額300円とする。

第6条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 牛窓町外で行われる研修会・役員会については原則旅費の支給を行う。ただし、旅費規程の詳細は次のとおりとする。

- 1 牛窓町内で行われる研修会・役員会については、旅費は支給しない。
- 2 金額については、牛窓中学校教職員の出張旅費規定に準ずる。
- 3 牛窓中学校 P T A 研修視察については、牛窓中学校 P T A 会計より支出する。
- 4 瀬戸内市青少年健全育成推進大会については旅費の支給はしない。

第5章 役員の選出および任務

第8条 本会の役員は次のとおりとする。

- 1 会 長 1名 保護者
- 2 副会長 2名 保護者
- 3 書 記 1名 教員
- 4 会 計 1名 教員
- 5 監 査 2名 保護者（副会長をもってあてる。）

第9条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1 各学年より正副会長候補を1名ずつ選出する。
- 2 会長および副会長は互選により決める。
- 3 書記は教頭が行う。
- 4 会計は会計担当教員が行う。
- 5 監査は副会長をもってあてる。（ただし、学年監査は委員が行う）
- 6 役員の任期は1年とする。（生徒1人につき3年間の在学中に1度とする。）
ただし、再任を妨げない。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を統理し、会議の際、議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 書記は本会の庶務をつかさどる。
- 4 会計は本会の金銭および物品の保管を適正にし、収支を正確にして総会の都度これを報告する。
- 5 監査は本会の会計および事業の監査をする。

第6章 委員の選出および任務

第11条 委員の選出は次のとおりとする。

- 1 各学年より委員を2名ずつ選出する。
- 2 各学年の委員は、研修委員会および保健委員会のいずれかに所属する。
- 3 委員長は各委員会で互選により決める。
- 4 ただし第1学年は3小学校ごとに評議員（役員および委員をいう。以下同じ。）を1名ずつ選出し、互選により会長・副会長候補1名、研修委員1名、保健委員1名を決める。
- 5 委員の任期は1年とする。（生徒1人につき3年間の在学中に1度とする。）ただし、再任は妨げない。

第12条 委員の任務は次のとおりとする。

- 1 研修委員会は、会員研修、社会教育の企画にたずさわる。
- 2 保健委員会は、会員ならびに生徒の保健衛生および福祉を増進する事業を行う。
- 3 学年監査は各学年の委員が行う。

第13条 特定の目的を遂行するために特定の委員会を設けることができる。

第7章 評議員とその任務

第14条 評議員会は本会の役員および委員で構成し、必要に応じて適時開催する。

第15条 評議員会の任務は次のとおりとする。

- 1 各委員会によって立案された事業計画を審議する。
- 2 役員および委員により委任された事項を処理する。
- 3 役員および委員に欠員ができたときにそれを補充する。

第8章 総 会

第16条 総会は定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年初めに1回、臨時総会は必要に応じて随時にこれを開き次の事項を行う。

- 1 規約の変更に関する事項。
- 2 予算の審議と決算の承認に関する事項。
- 3 事業の計画とその報告に関する事項。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項。

第17条 総会は会員数の5分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。総会の議事は出席者の過半数で決する。

第9章 慶弔規程

第18条 次の者が死亡した場合は、御花代10,000円と生花一基をお供えし、役員の代表者が会葬する。

- ① 牛窓中学校の生徒
- ② 保護者（本校PTA会員）
- ③ 牛窓中学校の教職員（本校PTA会員）

第19条 会員が火事等の不慮の災害にあった場合は、5,000円の見舞金をもって役員の代表者が見舞う。

第20条 上記各項目の適用を受けた者は返礼しないものとする。

第21条 上記各項目以外で必要を生じた場合は、役員で協議処理できるものとする。

第10章 その他

第22条 校長はすべての集会に出席して意見を述べるができる。

附則

この規約は令和7年4月26日から適用するものとする。